

平成30年度 電気自動車普及促進事業に係る効果検証等委託業務
公募に関する質問・回答表

	質問	回答
①	企画提案書の提出方法について、郵送と持参のどちらでも提出可能でしょうか。	郵送又は持参にて提出ください。
②	平成29年度の報告書について P34掲載のパンフレットに対するアンケートの結果について、ご提示いただけないでしょうか。	本アンケートにつきましては、報告書P25にもありますように、体験モニターの効果検証に当たり、パンフレットの情報を提供したモニターと提供しなかったモニターとの効果の比較を行うことを目的として、確実にパンフレットに目を通して頂くための方策としてアンケートを挿入したものです。アンケート結果としては、サンプル数が少なく、統計資料として活用することは不適切であること。また、パンフレットの改善点に関しては、報告書P35～P38及びまとめページ(P41)に記載の内容を踏まえてご提案頂くことは可能であると考えておりますので、ご提供は差し控えさせていただきます。
③	仕様書「4.委託業務の内容」の「(2)集合住宅における充電環境整備実証」について ・充電器に関して、実証期間が短いことからリースが困難な状況にある場合、充電器の設置、運用、撤去を前提として、充電器を購入することは可能でしょうか。 また、その際は充電器を廃棄する必要がありますでしょうか。 ・上記のとおり、充電器を購入する(リース以外の方法をとる)場合、機器購入費の見積りのみで宜しいでしょうか。(工事費の見積比較は不要と考えて宜しいでしょうか。) ・充電器の選定理由及び見積比較は、様式2に別添することで宜しいでしょうか。 (様式2の中に記載する必要がありますでしょうか)	・関係機関に確認中のため、追って回答を掲載します。
④	仕様書「4.委託業務の内容」の「(4)EV利用者へのアンケート調査」について ・「充電に関する理解度」とは、具体的に充電のどのような事項に対する理解度を意味していますでしょうか。(例えば、課金制度、充電する動作、充電方法と電池劣化の関連性 など) ・「継続的に利用者理解度を把握する仕組みの検討」とは、幅広くEVに対する理解度を意味していますでしょうか。	・「充電に関する理解度」については、本市の充電網整備に関する基本的な考え方を報告書P42「基本方針」に示しておりますが、P55までのアンケート結果分析に整理したとおり、必ずしも多くの利用者に基本方針が十分に理解されているとはいえない現状があります。これらの基本方針を踏まえて、課金制度や急速充電に関する理解の促進が必要になると考えております。 ・「継続的に利用者理解度を把握する仕組みの検討」とは、EV利用者を対象として、島内の充電器の利用状況(混雑度合い)や、充電に関する理解度について、継続的に(委託業務終了後も)把握できる仕組みという事になります。
⑤	様式2 企画提案書について ・ページ数、フォントなどに制限はありますでしょうか。	ページ数、フォント等については、制限はありません。
⑥	(2)集合住宅における充電環境整備実証で、「集合住宅居住者から希望を募り選定」とありますが、選定プロセスについてご教示ください。集合住宅居住者は集合住宅オーナーに相談なく応募してくる可能性が高いと思います。選定後、オーナーと相談しても拒否される可能性もあるため、選定前にオーナーと相談し、かつ、実験への協力者が2名以上確保できるかを集合住宅居住者へのヒアリング等を通じて確認し、双方確認が得られてから対象とする集合住宅及び実験参加者を決定するのでしょうか？ また、この選定作業は、委託者が行うのでしょうか？	集合住宅における充電環境整備実証について、実証場所の選定プロセスは以下をご参照ください。 1)集合住宅居住者から実証参加希望者を募集(市にて募集) 2)応募のあった集合住宅の所有者等との調整(市にて調整) ※同一集合住宅から2名以上の応募がなかった場合には、応募のあった集合住宅の中で、再度希望者等の募集を行う場合もあります。 ※市の予定としては、6月中に場所を選定するスケジュールを想定しています。 3)集合住宅所有者の承諾が得られ次第、関係機関(電力会社との協議・申請含む)との調整、機器設置や車両調達手続きに着手(受託事業者が実施)
⑦	上記の電気代はオーナーが電力会社に支払い、オーナーに対して委託者からかかった費用を支払う想定でしょうか？また、その料金は普通充電器側での電力使用量でお支払する想定でしょうか？(普通充電器への配線途中でメータを設定することを想定されていますでしょうか？) 電気料金および自動車リース代は、途中で費用が発生しますが、委託費の一部前払いは可能でしょうか？	・基本的には、本実証用の充電器については、当該集合住宅の電力の引き込みとは別途受電し、受託事業者が電力会社に支払うことを想定しています。状況により、別途受電することが困難な場合には、子メーターを設置するなどして、料金を支払います。 このことにより当初の事業計画が変更になる場合については、変更の手続きを踏まえ、委託業務を実施頂くこととなります。 ・委託費の支払いについては、業務期間途中までの実績を部分完了報告としてご提出頂くことで、部分払いを行うことは可能です。